

令和8年度文京区食品衛生監視指導計画に対するご意見及び文京区の考え方・取組みについて

項目No.	項目タイトル	ご意見	文京区の考え方・取組み
本文5 別紙2	監視指導事業(別紙2 食品群ごとの食品供給行程(フードチェーン)を通じた衛生管理)	キノコの放射性物質含有の栽培(原木、菌床)による違いの消費者理解の機会が欲しい。	ご意見として承ります。 適切な情報提供等を実施してまいります。
本文5(3)カ	監視指導事業(適正な食品表示への対応)	昨今、水産物の名称について正しく表記されていないものが目立つ。 例として、タラバガニと表記してあるが、正しくはイバラガニ、アブラガニ、ゴールデンクラブ。ギンヒラスと表記してあるが、シルバーだったり。白金だらやひたちダラと表記してあるが、メルルーサだったりするものがある。また最近交配して出来た魚は安全性について大丈夫なのだろうか?ブリとヒラマサでブリヒラなどがある。	ご意見として承ります。 鮮魚介類の名称等の食品表示の品質事項等については食品衛生担当の管轄外となりますが、魚介類販売店等に対して、情報提供を実施してまいります。 また、交雑魚の安全性等について国から注意喚起等があった場合は、速やかに対応いたします。
本文5(3)カ	監視指導事業(適正な食品表示への対応)	遺伝子組換えの害について消費者理解の機会の提供をお願いします。	ご意見として承ります。 適切な情報提供等を実施してまいります。
本文5(3)キ	監視指導事業(適正な食品表示への対応)	「機能性表示食品」又は「特定保健用食品」各々消費者理解を徹底してほしい。	ご意見として承ります。 適切な情報提供等を実施してまいります。
本文9(1)ア	区民・食品等事業者への情報提供及び行政を交えた意見交換	一般的な食中毒防止の啓蒙活動に加え、具体的ではありますが、次のことにも情報提供をお願いします。 近年、店舗でも日常的に「衛生手袋(ニトリル)」が使用されていますが、食品を扱う際の危険が多くあると思います。惣菜店などでよく見かけるのは、ニトリルを装着して食品を扱い、そのまま支払いの際に現金を扱い、続けてそのまま食品を扱う事があります。ニトリルを装着する場合は、自分の手が汚れないことから衛生観念の麻痺が起こりやすいように感じます。一般的にはその辺りまで気にしていないかもしれませんが、衛生的な食品の取り扱いを、販売店や一般にもっと広く情報提供をいただければと思います。	ご意見として承ります。 なお、店舗に対しては、日頃から手袋の着用時の手洗い及び適切な交換について指導を行っているところですが、引き続き啓発等を実施してまいります。

監視指導計画に対するご意見以外のご質問については、個別の回答はいたしておりません。

お手数ですが、ご質問いただいた方については、文京保健所生活衛生課食品衛生担当までご連絡ください。